

## 建築基準法防火関係等告示の制定・改正について（概要）

### 1. 背景

近年の建築基準法関係法令の改正や技術的知見の蓄積等を踏まえ、建築基準法防火関係等告示について、下記のとおり制定・改正する必要がある。

### 2. 概要

#### (1) 建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分を定める件の制定（別紙 1「告示案」参照）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 6 号に規定する延焼のおそれのある部分から除く部分として、建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分を定める。

#### (2) 十分間防火設備の構造方法を定める件の制定（別紙 2「告示案」参照）

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 112 条第 11 項ただし書に規定する 10 分間防火設備の構造方法を定める。また、附則において、防火設備の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1360 号）及び特定防火設備の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1369 号）について所要の改正を行う。

#### (3) 遮音性能を有する長屋又は共同住宅の界壁及び天井の構造方法を定める件（昭和 45 年建設省告示第 1827 号）の一部改正（別紙 3「新旧対照表」参照）

令第 22 条の 3 第 2 項に規定する技術的基準に適合する天井の構造方法として、平成 28 年国土交通省告示第 694 号に定める強化天井の構造方法（開口部を設ける場合にあっては、当該開口部が遮音上有効な構造であるものに限る。）を追加する。

#### (4) 強化天井の構造方法を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 694 号）の一部改正（別紙 4「新旧対照表」参照）

給水管、配電管その他の管が強化天井を貫通する場合において、1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、当該管と強化天井との隙間をロックウールその他の不燃材料で埋めること及び当該管の構造を令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第 7 号イからハマまでのいずれかに適合させることを不要とする。

#### (5) 防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第 194 号）の一部改正（別紙 5「新旧対照表」参照）

表現の適正化を図るため、所要の改正を行う。

### 3. 今後のスケジュール

公布 令和 2 年 1 月下旬  
施行 公布の日